

インボイス制度チェックリスト



2023年10月1日から消費税のインボイス制度がスタートします。

<改正のポイント>

- ・インボイスを保存しないと、仕入税額控除ができなくなります。
- ・インボイスは登録番号をとった課税事業者だけが発行できます。(免税事業者は不可)
- ・免税事業者への支払額は仕入税額控除ができなくなり、実質増税になります。

制度開始までのスケジュール

2021/10/1

2023/3/31

2023/10/1

申請受付開始

10月1日からの発行には、
半年前までの申請が必要！

インボイス制度開始



社内の書類チェック



⇒ インボイスは請求書に限定されません。日々の取引で発行している書類を整理し、どの書類をインボイスとし、書式を見直す必要があるのかを確認しましょう。



発行すべきインボイスは？

⇒ インボイスの発行や保存が不要な業種、簡易なインボイス発行でよい業種があります。
発行すべきインボイスや保存すべきインボイスについて確認しましょう。



インボイスを発行する システムの準備



⇒ 請求書は何を用いて作成していますか？利用するシステムがいつ改正に対応するか、費用の有無などを早めに確認しておきましょう。



登録番号の申請



⇒ 2021年10月1日から申請できます。
書面だと1カ月、e-Taxなら2週間程度で番号が通知されます。
顧問税理士に依頼しましょう。



取引先の状況把握



⇒ 仕入先、外注先、経費の支払先の中に「免税事業者」があるかを確認しましょう。
またこの取引先が、今後「課税事業者」に変わる予定も確認が必要です。



免税事業者との取引検討



⇒ 免税事業者への支払は課税仕入れにならない分、消費税負担が増えます。
免税事業者と取引を継続するのか、請求額の見直しの余地はないのかなど、検討が必要になります。